



鳥取県公報

令和3年3月2日(火)
第9279号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和3年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月4日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和3年9月12日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月11日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和3年10月10日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

インターネットにより行うこと。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

(1) 受付期間

令和3年4月1日（木）午前10時から同月15日（木）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和3年12月2日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月24日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月7日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。

なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(3) 問合せ先

ア 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 東京都千代田区紀尾井町3-6 電話03-6261-3310

イ 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市的場二丁目86-1 電話0857-32-8777

(4) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(5) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-6261-3310）にその旨を申し出ること。